

公益社団法人日本マリンエンジニアリング学会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本マリンエンジニアリング学会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、船用機関・機器及び海洋機器に関する工学と技術を考究して、その
進歩発達を図り、もって学術及び科学技術の振興、並びに社会の発展に寄与すること
を目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究発表会、講演会、セミナー、討論会、見学会等の開催
 - (2) 技術者育成のための教育
 - (3) 会誌及び図書の刊行
 - (4) 調査及び研究
 - (5) 他の学術団体との交流
 - (6) 表彰及び奨励援助
 - (7) 技術者の能力評価
 - (8) その他目的を達成するための事業
- 2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 社員

(会員及び社員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に関する学識又は経験を有し、かつ、目的に賛同する者
- (2) 学生会員 この法人の目的に関する学科課程を修めており、かつ、目的に賛同する者
- (3) 維持会員 この法人の目的に賛同し、かつ、事業を後援する者又は団体
- (4) 名誉会員 この法人の目的に関し功績顕著な者、又はこの法人に対し特に功労のあった者のうちから総会の決議をもって推薦する者

- 2 この法人の社員は、正会員の中から選出される代議員 40 名以上 70 名以内をもって社員とする。

- 3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な規則は理事会において定める。
- 4 正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 5 第3項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
- 6 第3項の代議員選挙は、毎年3月に半数改選することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員を選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする）。
- 7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなる時に備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 8 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員（2以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する選挙終了の時までとする。
- 10 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。
 - (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
 - (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
 - (3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
 - (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
 - (5) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
 - (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
 - (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
 - (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

（会員資格の取得）

- 第6条 会員になろうとする者は、申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員として推薦された者は、入会の手続を要せず、本人の承諾をもって会員となることができる。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額の会費を支払う義務を負う。

- 2 第6条及び前項の規定にかかわらず、名誉会員は入会金及び会費を納めることを要しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会できる。

(除名)

第9条 正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該正会員を除名することができる。ただし、総会の議決に当たり、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 正会員以外の会員にあっては、第1項のいずれかに該当する場合、理事会の決議により当該会員を除名することができる。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 正当な理由なく第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき
 - (2) 総代議員が同意したとき
 - (3) 保佐開始及び後見開始の審判を受けた時並びに団体の解散
 - (4) 死亡、失そう宣告
- 2 代議員である正会員については、会員資格の喪失をもって代議員資格を喪失する。

第4章 総会

(総会の構成)

第11条 総会は、すべての代議員をもって構成する。

- 2 総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(総会の権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分の承認
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(総会の開催)

第 13 条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の 2 種とする。

2 定時総会は、毎年 1 回会計年度終了後、3 箇月以内に開催する。

3 臨時総会は理事会が必要と認めたとき及び法令に定められた事由が生じたときに開催する。

(総会の招集)

第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総代議員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する代議員は、代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(総会の議長)

第 15 条 総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(総会の議決権)

第 16 条 総会における議決権は、代議員 1 名につき 1 個とする。

(総会の決議)

第 17 条 総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 基本財産の処分の承認
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 19 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 代議員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該代議員又は代理人は、代理権を証明する書面を法人に提出しなければならない。

5 代議員は書面により議決権を行使することができる。この場合において、議決権行使書面に必要な事項を記載した議決権行使書面を法人に提出しなければならない。

6 代議員は電磁的方法により議決権を行使することができる。この場合において、議決権行使書面に必要な事項を記載した議決権行使書面を電磁的方法により法人に提出しなければならない。

7 前 3 項の方法により行使した議決権の数は、出席した代議員の議決権の数に算入する。

8 理事又は代議員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき代議員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなすことができる。

(総会の議事録)

第 18 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び総会で選任した出席者代表 2 名以上が署名又は記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

理事 12名以上24名以内

監事 2名以上3名以内

- 2 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長とする。
- 3 会長及び副会長をもって、法人法上の代表理事とする。
- 4 代表理事以外の理事のうち10名以内を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、予め理事会で定めた順序によって、会長の職務を執行する。
- 4 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、法人法の定めるところにより理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。
- 3 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(理事及び監事の解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(理事及び監事の報酬等)

第 25 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、非会員の理事又は監事に対しては総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員 の賠償責任)

第 26 条 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

- 2 前項の責任について、理事又は監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該理事又は監事の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法令に定める額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

第 6 章 理事会

(理事会の設置及び構成)

第 27 条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び業務執行理事の選定及び解職

(理事会の招集)

第 29 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事が招集する。

(理事会の決議)

第 30 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の議事録)

第 31 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(基本財産)

第 32 条 別表の財産は、この法人の目的である事業を行うために必要なものとして理事会で定めた財産であり、この法人の基本財産とする。

- 2 前項の財産は、総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、処分するときは、あらかじめ

め理事会及び総会の承認を要する。

(事業年度)

第 33 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 34 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 35 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 36 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 8 章 事務局

(事務局)

第 37 条 この法人の事務を処理するために、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、理事会の決議を経て、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会が定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(法人の解散)

第39条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第40条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下、「認定法」という)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告)

第42条 この法人の公告は、電子公告により行う。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下、「整備法」という)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は高崎講二、副会長は畔津昭彦及び高畑泰幸、業務執行理事は天谷賢児、新井健太、井上順広、大野直幸、佐藤和利、柴田幸久、千田哲也及び富田栄二、理事は、荒川高治、大窪範夫、刑部真弘、梶原修平、川元満生、後藤健二、白井栄一、近久武美、中島史雄、福岡俊道及び吉田修、監事は雲石隆司及び西藤浩一とする。
- 3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款の施行後の最初の代議員は、第5条に定める方法に準じた方法で予め実施される代議員選挙において選出された者とする。

別表 基本財産

財産種目	場所・物量等
投資有価証券	国債 164,200,000 円